

は本問題に關して積極的に運動を開始せんが爲めである」とし更に本問題は、労働組合の實力によつて徹底化をはかるべきを力説した。

決議

失業防止及救済に關し九記の諸項の實施を要す。

一、失業保險の制定、制定に至る迄の期間中失業手當法を制定して手當金の國家支給を行ふべし。

二、土木事業以外にも國家事業を起し、熟練工の失業を解決すべし。

三、國家事業は中間搾取を絶対に排し、事業監督機關に労働